

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、飯山市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

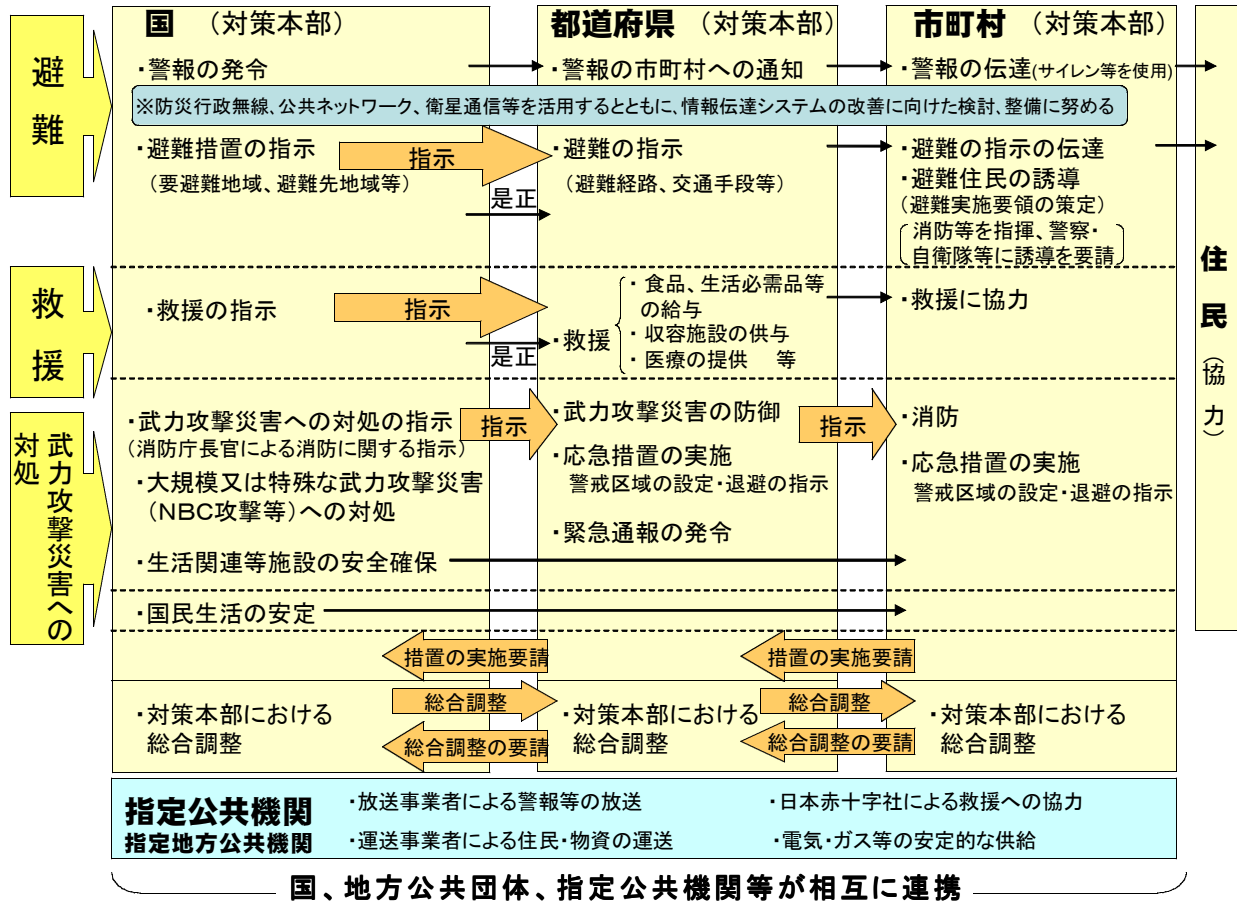
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地理的特徴

ア 市域

飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1km、南北約25.2kmで周囲約96km、総面積は202.32km²である

緯経度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。

東 経	138° 22′
北 緯	36° 51′
標 高	315m

イ 地勢

飯山市は西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。

傾斜区分別に見ると、傾斜度0° から15° の地域が44%を占め、15° ～30° が約49%、30° 以上が約7%となっている。

また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33%が標高400m以下である。

ウ 気候

飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。

年間平均気温は11℃前後であるが、年間最高最低の気温差は50℃前後と大きな差がある。

降水量はおおむね年間1,300～1,400mm前後であり、月別にみると豪雪地帯であるため1月、2月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。

また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164cmとなっているが、地域差が大きく北部山間地では400cmに達することもある。

(2) 社会的特徴

ア 人口

飯山市の人口は、24,960人（平成17年10月1日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成3年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。

人口は、昭和40年に比べ約28%の減少となっているが、世帯数ではほとんど変化がない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現れであり高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3%に対し、平成17年は29.1%となっている。

人口密度は、123人/㎢であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。

イ 産 業

(ア) 農 業

飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。特にアスパラガスは日本有数の生産地である。

本市は特別豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきのこと栽培は、種類もえのきだけ・本しめじ・なめこ等多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。

(イ) 商 業

J R 飯山駅前通りから中央通り線沿いと、J R 戸狩野沢温泉駅周辺が商店街として形成されている。

また、大規模小売店舗も徐々に増加し、南部の静間バイパスへの商業集積が進み、中心市街地の空洞化が懸念されている。

(ウ) 工 業

飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。

また、仏壇、和紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。

(エ) 観 光

飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。

その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーリズムに着手。拠点施設の「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を生かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。

ウ 交 通

市域を南西から北東に貫流する千曲川とほぼ平行して、J R 飯山線及び国道117号線が通じ、国道292号線、403号線がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。

また、上信越自動車道の豊田飯山 I C（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号線により飯山市街と通じている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。